

各建設管理部長様

建設部建設政策局建設管理課長

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の取扱い
の運用について

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の取扱い（令和3年（2021年）1月15日付け建管第1308号建設部長通知「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の取扱いについて」。以下「取扱い」という。）の適正な執行を図るため、次のとおり運用を定めたので、適切な事務処理を行ってください。

記

1 取扱い2関係

- (1) 同一の建設管理部管内又は同一の発注地域要件区域内で施工する工事である場合は、他発注部局及び国・市町村等の他発注機関の工事についても兼務を認めるものとする。
- (2) 事業区分が異なる場合（道路及び河川等）においても兼務を認めるものとする。

2 取扱い3関係

- (1) 特例監理技術者を配置する場合は、兼務する工事のCORINSの写し等により兼務を確認すること。
なお、工期中に新たに特例監理技術者となった場合についても同様とする。
- (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であり、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであることについて、一級施工管理技士等の国家資格者等の資格を証する書面の写しにより確認すること。
- (3) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認するため、次のいずれかの書類の原本又は写しの提示を求めること。
 - ア 健康保険被保険者証
 - イ 監理技術者資格者証の裏書
 - ウ 住民税特別徴収税額通知書

3 取扱い5関係

災害等の特別な事情などが生じたときは、本取扱いによらず、監理技術者の兼務に関する要件を個別に検討し、対応できるものとする。

（工事管理係）

発注機関別地域要件エリア及び兼務の範囲区分表

(1) 発注機関の地域要件エリア(縦列)を越えた工事の兼務は不可。

(2) 発注機関の地域エリア内(横列)であれば他発注機関の工事の兼務も可。

(総合)振興局 管内地域エリア	発注機関別地域要件エリア			
	建築局	建設管理部	開発建設部	市町村
空知	空知	札幌	札幌 *1	管内
石狩	石狩			管内
後志	後志	小樽	小樽	管内
胆振	胆振 日高	室蘭	室蘭	管内
日高				管内
渡島	渡島 檜山	函館	函館	管内
檜山				管内
上川	上川 留萌 宗谷	旭川	旭川 札幌 *2	管内
留萌		留萌	留萌 *3	管内
宗谷		稚内	稚内 留萌 *4	管内
オホーツク	オホーツク	網走	網走	管内
十勝	十勝	帯広	帯広	管内
釧路	釧路 根室	釧路	釧路	管内
根室				管内

*1 札幌開発建設部発注の富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、幌加内町の工事は除く。

*2 札幌開発建設部発注の富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、幌加内町の工事を含む。

*3 留萌開発建設部発注の幌延町の工事は除く。

*4 留萌開発建設部発注の幌延町の工事を含む。